

鬼姫流演武術研究会

入会規約書

第1条（趣旨）

この会則は、鬼姫流演武術研究会（以下、当研究会とします）の活動理念に基づき、代表及び所属会員が秩序正しく快適に活動を行うために必要な事項を定めるものとします。

第2条（名称）

当研究会の名称は、「鬼姫流演武術研究会」（通称「演武研」）と称します。

第3条（上部団体）

当研究会は、代表者が創設し運営する世界観共有型会員制創作活動団体「同人結社鬼姫狂」を上部団体とし（以下、上部団体とします）、その関連下部団体として発足するものとします。

第4条（目的）

当研究会は、代表者が上部団体にて企画制作する実写映画作品「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（以下、当該映画作品とします）への出演を想定し、武術を中心とする演技の実践的な研究を重ねることを第一の目的とします。これを通じて、所属会員の人格を高め心身の健康を促進し、相互の親睦を図り、埼玉県西部地区を中心とする映像芸能文化の発展に貢献していくことを目指します。

第5条（活動）

当研究会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 演技基礎（体操、発声、朗読、歌唱、即興芝居）
- (2) 武術基礎（構え、突き、蹴り、極め、投げ、受け、倒れ）
- (3) 武術応用（武器術【剣術、短剣術、薙刀術、棒術、槍術、弓術、鉄砲術、その他】）
- (4) 武術実践（立ち回り）
- (5) 創作剣舞（舞手：鬼姫山三神）
- (6) 映画出演
- (7) その他、前各号に付帯又は関連する一切の活動

第6条（代表）

当研究会の代表者は、上部団体の代表者が兼任するものとし、その承継は上部団体の結

社会則に準じるものとします。

2 代表者は、当研究会の活動上必要がある場合、副代表を指名することができるものとします。

第7条（事務局）

当研究会は、代表者の自宅を事務局とします。

第8条（活動場所）

当研究会は、映画出演時の撮影現場を除き、代表者の居住地又は近隣市町村に所在する公共施設等を主な活動場所とします。

第9条（会員構成）

当研究会の所属会員は、当該映画作品への出演に興味のある映画俳優志望者であり、当該映画作品の印象を左右するヒロインを除き、特別な容姿審査なしに広く一般から募集した参加者で構成するものとします。

2 所属会員は、次に定める部門に分かれるものとします。

- (1) ヒロイン候補生（8歳から10歳前後の少女及び20歳から25歳前後の未婚女性）
- (2) スーツアクター候補生（20歳から30歳前後の男性）
- (3) その他研究生（年齢性別容姿不問）

第10条（募集定員）

当研究会の募集定員は特別に定めないものとし、随時増員できるものとします。但し、第一期募集に限り、次に定める人数を募集の上限とします。

- (1) ヒロイン候補生（大人役1名、子供役1名）
- (2) スーツアクター候補生（お供役2名、悪役5名）
- (3) その他研究生（大人役20名、子供役2名）

第11条（入会資格）

当研究会の入会資格は、原則として、次に定める条件をすべて満たす場合に成立するものとします。

- (1) 原則として令和4年4月1日時点において成人とされる18歳以上の心身共に健康な者
- (2) 総本部所属の場合は埼玉県狭山市又は近隣市区町村在住の者、都道府県本部所属の場合は市区町村支部の管轄地域の近隣市区町村在住の者
- (3) 上部団体の活動理念に賛同し、当該映画作品に出演する意思がある者
- (4) 映画制作という目的のため、演技者としての自主的な技術向上に励み、制作者及び他

の演技者との協力のもと誠実に活動に取り組める者

- (5) 芸能事務所と専属契約をしていない者
- (6) 喫煙しない者又は活動場所で喫煙を我慢できる者
- (7) 未成年の場合、映画出演について保護者の同意を得ている者

第12条（入会時期）

当研究会の入会時期は、当該映画作品の出演者募集時期とは係わりなく、原則として年間を通して継続するものとします。

第13条（入会選考）

当研究会の入会選考は、代表者自身による書類選考と面談選考にて行うものとします。

2 ヒロイン候補生のみ、次に定める基準に基づき容姿審査を行うものとします。

- (1) ヒロインのイメージに準拠し、身体的特徴が小柄、細身、貧乳であること
- (2) 思春期以降の男子から見て魅力的であると想定できること
- (3) 代表者から見て魅力的であると判断できること

第14条（入会手続）

当研究会の入会手続の申込は、乙が前条に定めた入会選考に合格した後、「創作物販売所」の「会員登録手続」画面にて「鬼姫流演武術研究会（芸能師）登録」を選択して申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙が登録料金の決済をすることで、申込が完了するものとします。申込完了後、甲が乙に対して「会員証」及び「原作3本セット」を送付することによって、登録手続が完了するものとします。

第15条（会費）

当研究会の所属会員は、研究費として年120,000円（月10,000円）の会費を納入する義務を負うものとします。会費は、稽古場の使用料金、共用の稽古用具の購入資金、映画出演権確約金、撮影完了会予算等として使用し、所属会員の便益に還元するものとします。

- 2 初回契約時に限り、前項の金額に原作進呈費2,500円を加算するものとします。
- 3 会費の支払は自動引き落としとします。
- 4 会費の支払は、年額制の場合は1年分、月額制の場合は1か月分を請求するものとします。
- 5 子役及び学生に限り、学生証を提示することで学生割引が適用され、会費が半額になるものとします。

第 16 条（保険加入）

当研究会の所属会員は、人傷及び物損のための個人賠償特約付きの傷害保険に加入する義務を負うものとします。

第 17 条（映画出演権確約金）

前 14 条において、会費に含まれる映画出演権確約金は、代表者が受け取る権利金であり、当研究会の所属俳優の人員の実態に合わせて活躍の場を作るために臨機応変に脚本を書き換える作業の対価になります。所属会員は、これに同意するものとします。

第 18 条（費用負担）

当研究会の所属会員は、会費及び保険加入費以外に、別途、次の費用を負担するものとします。

- (1) 稽古着の購入費
- (2) 稽古場への交通費
- (3) 稽古場及び映画撮影現場での飲食費

第 19 条（映画出演）

当研究会の所属会員は、上部団体による当該映画作品に出演する際、撮影現場において上部団体の指揮監督下に置かれるものとし、撮影期間が終了するまで途中離脱することなく誠実に履行するものとします。当該映画作品の出演契約は、別途締結するものとします。

第 20 条（撮影協力）

当研究会の所属会員は、上部団体による当該映画作品の撮影の便宜を図るため、要請により、次に定める協力をするものとします。当該映画作品の撮影協力は、別途契約するものとします。

- (1) 私物の衣装又は小道具の使用
- (2) 自宅の外観又は室内の使用
- (3) 自宅以外の私有する各種施設の外観又は室内の使用
- (4) 私有する車輛、船舶又は航空機の使用
- (5) 飼育する動物の使用

第 21 条（著作権・肖像権）

当研究会の代表者は、当研究会の広報活動を目的として、所属会員の活動の様子を映像又は写真として撮影し、所属会員の実名又は変名を表示し、個別の許可なく使用することができるものとし、その著作権は所属会員の退会後も継続して代表者が保有するものとします。

2 所属会員が各自で撮影した映像又は写真は、代表者及び被写体となった所属会員の許可なく使用することを禁止するものとし、使用する場合は事前の許可を得るものとし、

第 22 条（個人情報保護）

当研究会の代表者は、会員名簿に記載された所属会員の個人情報を厳重に保管し、当研究会の活動又は上部団体の活動の目的以外に使用しないものとし、外部への流出を防止する責任を負うものとし、

第 23 条（会計年度）

当研究会の会計年度の期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、

第 24 条（退会手続）

当研究会の所属会員は、代表者に退会意思を表示することで退会することができるものとし、但し、上部団体との間で当該映画作品の出演契約が締結され、撮影準備期間又は撮影期間が継続している場合は、原則として期間終了までは退会しないものとし、

第 25 条（反社会的勢力の排除）

代表者及び所属会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

2 代表者又は所属会員は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとし、

(1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき

(2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

(3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第 26 条（強制退会）

次に定めるいずれかの事項に該当する場合、当研究会の代表者は、所属会員を強制的に退会させることができるものとします。

- (1) 本規約書の内容に違反したとき
- (2) 当結社の所属会員又は上部団体に関係する人物に対して迷惑行為を行ったとき
- (3) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (4) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (5) 正当な理由なく2ヶ月以上連絡不能になったとき
- (6) その他、当研究会の趣旨に照らして所属会員であることが望ましくないとき

第27条（免責事項）

当研究会の活動中（移動中を含みます）において生じた人身事故、物損事故及びその他一切の事故については、代表者はいかなる責任も負わないものとし、所属会員の自己責任とします。又、所属会員間の損害賠償請求については、保険が適用できる場合を除き、これをあらかじめ放棄するものとします。

第28条（不可抗力）

当研究会は、天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって活動を継続できなくなった場合、代表者所属会員共に活動の実施を放棄することができるものとします。

第29条（活動の休止又は解散）

当研究会は、次に定める場合に、活動の休止又は解散をするものとします。

- (1) 代表者又は代表権承継者の死亡
- (2) 代表者又は代表権承継者の重篤な傷病
- (3) 上部団体の休止又は解散

第30条（規約内容の変更）

本規約の内容は、代表者が必要と判断した場合に、所属会員の事前の同意を得ることなく随時変更ができるものとし、規約内容を公示した時点で効力を発するものとします。

第31条（準拠法）

本規約の準拠法は日本国法令とします。

第32条（合意管轄裁判所）

当研究会の運営について、会員及び第三者との間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条（撮影機材及び小道具の貸与）

当研究会の所属俳優は、当該映画作品とは別に、自らの企画する主演映画を制作するために、備品貸出契約の締結の上、上部団体の所有する撮影機材及び小道具を自由に使用することができるものとします。

- 2 備品貸出契約が一定以上の期間に及ぶ場合は、備品貸出料金を請求するものとします。
- 3 備品貸出契約については、別途定めるものとします。

第 34 条（未成年者の契約）

乙が未成年者の場合、事前に保護者の同意を得る必要があるものとし、契約時に保護者の氏名及び住所を記載しなければならないものとします。

- 2 実質的な料金請求先及び報酬支払先は契約者名義とします。

第 35 条（本人確認書類の提出）

乙は、本登録申込にあたり、事前又は事後に、乙の本人性及び学籍を証明するために、所定の本人確認書類を甲に提出するものとします。甲は、当該本人確認書類の内容に基づき登録審査を実施するものとします。

- 2 本人確認書類は、次に定める公的書類を使用できるものとします。

- (1) 運転免許証（両面）
- (2) 身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 乗組員手帳
- (5) マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）
- (6) 学生証
- (7) その他写真付きの公的証明書

- 3 乙が学校在籍者の場合、本人確認書類として学生証を提出するものとします。

第 36 条（原作購入者値引き）

乙が本登録の申込の時点で、甲が販売している特定の原作をすべて購入している場合、前 15 条に定めた登録費用に対して、2,500 円分の原作購入者値引きの適用を受けることができるものとします。

- 2 値引き対象の原作は次の通りとします。

- (1) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／うどん屋にたかる大狐」

- (2) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／生娘を狩る大狸」
 - (3) 「鬼神童女遊侠伝」主題歌
 - (4) 絵本「鬼神童女遊侠伝/わらべを喰らう猫女」
- 3 原作購入者値引き適用する場合、購入の事実を客観的に証明するために注文 ID を提示するものとします。
- 4 甲が前項の注文 ID を照合できない場合、不正注文又は錯誤注文とみなし、乙に対して値引き額を請求するものとします。

以上の規約条項について、乙が鬼姫流演武術研究会に入会申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂

鬼姫流演武術研究会 代表 秋元惟史

平成 30 年 11 月 7 日 作成・施行

平成 30 年 12 月 25 日 改定

平成 31 年 2 月 6 日 改定

令和元年 6 月 18 日 一部修正

令和元年 8 月 2 日 一部修正

令和 2 年 3 月 15 日 改定

令和 2 年 4 月 20 日 改定

令和 2 年 5 月 24 日 改定

令和 2 年 5 月 30 日 改定

令和 2 年 10 月 9 日 改定

令和 2 年 10 月 17 日 改定

令和 2 年 10 月 31 日 改定

令和 3 年 4 月 7 日 改定

令和 3 年 8 月 15 日 改定

令和 3 年 9 月 25 日 改定

令和 4 年 2 月 19 日 改定